第68条の79第1項若しくは第3項若しくは第68条の80（第68条の78第1項の表の第10号）又は平成23年旧措置法第68条の79第1項若しくは平成23年旧措置法第68条の80（平成23年旧措置法第68条の78第1項の表の第19号）	10363	法規別表十三(五)「33」の欄の金額（当該金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

様式第二の記載要領第四号の表技術研究組合の所得計算の特例の項、特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例の項及び認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例の項を次のように改める。

技術研究組合の所得計算の特例	第68条の94第1項又は平成23年旧措置法第68条の94第1項	10366	法規別表十三(十一)「5」の欄の金額（当該金額が同表「7」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	第68条の95第1項又は平成23年旧措置法第68条の95第1項	10367	法規別表十(七)「31」の欄の金額
認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例	第68条の96第1項又は特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則第9条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の96第1項（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人（以下この表において「認定特定非営利活動法人」という。）又は特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則第10条第4項に規定する旧認定特定非営利活動法人（以下この表において「旧認定特定非営利活動法人」という。）	10381	法規別表十四の二「26」の欄の金額のうち「寄附先又は受託者」の欄に認定特定非営利活動法人又は旧認定特定非営利活動法人の記載があるものの合計額
	第68条の96第1項（特定非営利活動促進法第2条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人（以下この表において「仮認定特定非営利活動法人」という。））	10407	法規別表十四の二「26」の欄の金額のうち「寄附先又は受託者」の欄に仮認定特定非営利活動法人の記載があるものの合計額

様式第二の記載要領第四号の表特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例の項及び農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例の項を次のように改める。

特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例	第68条の100第1項又は平成23年12月旧措置法第68条の100第1項	10382	法規別表一の二(三)「29」の欄の金額
農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例	第68条の101第1項	10368	法規別表十(七)「22」の欄の金額

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条第百七十八号を同条第百八十八号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同号の次に一号を加える部分に限る。）、同条第五十七号を同条第六十二号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同号の次に一号を加える部分に限る。）、様式第一の記載要領第四号の表原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の項の次に次のように加える改正規定及び様式第二の記載要領第四号の表原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の項の次に次のように加える改正規定　平成二十四年七月一日

二　第二条第六号の改正規定、同条第百三十号の改正規定、同号を同条第百三十五号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同号の次に一号を加える部分に限る。）、同条第六号の次に一号を加える改正規定、様式第一の記載要領第四号の表エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却の項の改正規定、同表エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項の改正規定、様式第二の記載要領第四号の表エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却の項の改正規定及び同表エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項の改正規定　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日　改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第二条の規定並びに同令様式第一及び様式第二による適用額明細書は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成二十四年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2

○環境省令第十二号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月十三日　環境大臣　細野　豪志

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「前号に掲げるものを除く。」を「前二号に掲げる廃棄物を除く。」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「対象区域であった区域」の下に「（これらの指示の対象区域以外の区域が汚染廃棄物対策地域として指定されている市町村に係るこれらの指示が解除された場合にあっては、当該区域を含む。）」を加え、同号中「土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物」の下に「及び前号に掲げる廃棄物」を加え、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　汚染廃棄物対策地域内において事業活動に伴い生じた廃棄物（国又は地方公共団体が施行する災害復旧事業に伴い生じた廃棄物及び汚染廃棄物対策地域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物を除く。）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。